

用地調査等業務共通仕様書(案) 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R6.3.14改正)

新	旧																												
別記様式 2	別記様式 2																												
<p>用地調査等業務共通仕様書 (案)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(省略)</p> <p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第 9 条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法 (昭和24年法律第188号) 第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表 1 により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する (第14章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。)</p> <p>表 1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td> <p><u>以下のいずれかに該当する建物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td><u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u></td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは<u>コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (軽量鉄骨造) により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td><u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物 (石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	<p><u>以下のいずれかに該当する建物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u></li> </ul>	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは <u>コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (軽量鉄骨造) により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u>	非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物 (石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u>	<p>用地調査等業務共通仕様書 (案)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(省略)</p> <p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第 9 条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法 (昭和24年法律第188号) 第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表 1 により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する (第14章 地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)</p> <p>表 1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組 (在来) 工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組 (在来) 工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td><u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組 (在来) 工法以外の工法により建築された建物</u></td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組 (在来) 工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、<u>コンクリートブロック造等</u>の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>石造、レンガ造<u>及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系</u>の建物</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組 (在来) 工法以外の工法により建築された建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等</u> の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造 <u>及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系</u> の建物
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	<p><u>以下のいずれかに該当する建物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u></li> </ul>																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは <u>コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (軽量鉄骨造) により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u>																												
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物 (石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u>																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組 (在来) 工法以外の工法により建築された建物</u>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組 (在来) 工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等</u> の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造 <u>及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系</u> の建物																												

新	旧
<p>(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）</p> <p>(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・排水設備、衛生設備</p> <p>(5) 空調（冷暖房・換気）設備</p> <p>(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）</p> <p>(7) 排煙設備</p> <p>(8) 汚物処理設備</p> <p>(9) 煙突</p> <p>(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）</p> <p>(11) 避雷針</p> <p>ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。</p>	<p>(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）</p> <p>(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・排水設備、衛生設備</p> <p>(5) 空調（冷暖房・換気）設備</p> <p>(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）</p> <p>(7) 排煙設備</p> <p>(8) 汚物処理設備</p> <p>(9) 煙突</p> <p>(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）</p> <p>(11) 避雷針</p> <p>ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p>	<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p>
<p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p>	<p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p>
<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者等</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、<u>権利者等に</u>不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 <u>権利者等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者側</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、<u>権利者に</u>不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 <u>権利者</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別表1 成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p>	<p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>四 <u>容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別表1 成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

新	旧
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために<u>必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査</b></p> <p>(省略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕という。）及び石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「石綿要領」という。））により行うものとする。</u></p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u></p> <p>3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第72条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために<u>必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 調査</b></p> <p>(省略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））<u>別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）</u>及び石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「石綿要領」という。））により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領</u>を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第72条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用する</u>ものとする。</p> <p>(省略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</li> <li>二 縮尺は、原則として、次の区分による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</li> <li>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</li> </ol> </li> <li>三 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。</li> <li>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</li> <li>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</li> <li>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</li> <li>七 図面中に次の事項を記入する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地面積</li> <li>(2) 用途地域</li> <li>(3) 建ぺい率</li> <li>(4) 容積率</li> <li>(5) 建築年月</li> <li>(6) 構造概要・<u>建築工法</u></li> <li>(7) 建築面積</li> <li>(8) 建物延べ床面積</li> </ol> </li> </ol> <p>(省略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>及び石綿要領により作成するものとする。</li> <li>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎伏図（縮尺100分の1）</li> <li>二 床伏図（縮尺100分の1）</li> <li>三 軸組図（縮尺100分の1）</li> <li>四 小屋伏図（縮尺100分の1）</li> </ol> </li> <li>4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</li> <li>二 縮尺は、原則として、次の区分による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</li> <li>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</li> </ol> </li> <li>三 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。</li> <li>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</li> <li>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</li> <li>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</li> <li>七 図面中に次の事項を記入する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地面積</li> <li>(2) 用途地域</li> <li>(3) 建ぺい率</li> <li>(4) 容積率</li> <li>(5) 建築年月</li> <li>(6) 構造概要</li> <li>(7) 建築面積（<u>一階の床面積をいう。以下同じ。</u>）</li> <li>(8) 建物延べ床面積</li> </ol> </li> </ol> <p>(省略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>及び石綿要領により作成するものとする。</li> <li>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>を準用及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎伏図（縮尺100分の1）</li> <li>二 床伏図（縮尺100分の1）</li> <li>三 軸組図（縮尺100分の1）</li> <li>四 小屋伏図（縮尺100分の1）</li> </ol> </li> <li>4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</li> </ol>

新	旧
<p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎伏図（縮尺100分の1）</li> <li>二 床伏図（縮尺100分の1）</li> <li>三 軸組図（縮尺100分の1）</li> <li>四 小屋伏図（縮尺100分の1）</li> <li>五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）</li> <li>六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）</li> </ol> <p>3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</p> <p>4 調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。</li> <li>二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。</li> </ol>	<p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎伏図（縮尺100分の1）</li> <li>二 床伏図（縮尺100分の1）</li> <li>三 軸組図（縮尺100分の1）</li> <li>四 小屋伏図（縮尺100分の1）</li> <li>五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）</li> <li>六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）</li> </ol> <p>3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</p> <p>4 調査書は、<u>木造建物要領</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。</li> <li>二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。</li> </ol>
<p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(省略)</p>
<p>(木造建物)</p> <p>第93条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕</u>のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第93条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。</p>
<p>(木造特殊建物)</p> <p>第94条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算にあたっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(木造特殊建物)</p> <p>第94条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算にあたっては、<u>木造建物要領</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。</p> <p>(省略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第7章 営業その他の調査</p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(省略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第105条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）</li> <li>二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）</li> <li>三 住居の占有面積及び使用の状況</li> <li>四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</li> <li>五 その他必要と認める事項</li> </ol> <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。））、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。））又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知（以下「借家人要領」という。））</u>により行うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第107条 営業に関する調査書は、第104条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）により作成することとし、<u>建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。</u></p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第108条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。</p> <p><u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u></p> <p><u>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</u></p> <p><u>4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 営業その他の調査</p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(省略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第105条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）</li> <li>二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）</li> <li>三 住居の占有面積及び使用の状況</li> <li>四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</li> <li>五 その他必要と認める事項</li> </ol> <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第107条 営業に関する調査書は、第104条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）に<u>所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u></p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第108条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。</p> <p><u>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 8 章 消費税等調査</p> <p>(省略)</p> <p>(調査)</p> <p>第 1 1 0 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</li> <li>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</li> <li>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」</li> <li>四 消費税簡易課税制度選択届出書</li> <li>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</li> <li>六 消費税課税事業者選択届出書</li> <li>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</li> <li>八 消費税課税事業者届出書</li> <li>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</li> <li>十 法人設立届出書</li> <li>十一 個人事業の開廃業等届出書</li> <li>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</li> <li>十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）</li> <li>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）</li> <li>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</li> <li>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</li> <li>十七 <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u></li> <li>十八 <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u></li> <li>十九 その他の資料</li> </ol> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 2 章 補償説明</p> <p>(補償説明)</p> <p>第 1 3 0 条 補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第 14 条に定められた土地調書及び物件調書、地方整備局用地事務取扱細則第 52 条に定められた損失補償協議書並びに同準則第 55 条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第 1 3 1 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごとの補償内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 消費税等調査</p> <p>(省略)</p> <p>(調査)</p> <p>第 1 1 0 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</li> <li>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</li> <li>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」</li> <li>四 消費税簡易課税制度選択届出書</li> <li>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</li> <li>六 消費税課税事業者選択届出書</li> <li>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</li> <li>八 消費税課税事業者届出書</li> <li>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</li> <li>十 法人設立届出書</li> <li>十一 個人事業の開廃業等届出書</li> <li>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</li> <li>十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）</li> <li>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）</li> <li>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</li> <li>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</li> <li>十七 その他の資料</li> </ol> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 2 章 補償説明</p> <p>(補償説明)</p> <p>第 1 3 0 条 補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。</u></p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第 1 3 1 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から<u>当該事業の内容</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>補償内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p>

新	旧
<p>(説明資料の作成等)</p> <p>第132条 <u>権利者等</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これらの業務</u>が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該区域全体及び<u>権利者等</u>ごとの処理方針の検討</li> <li>二 <u>権利者等</u>ごとの<u>補償説明に係る事項</u>の整理</li> <li>三 <u>権利者等</u>に対する説明用資料の作成</li> </ol> <p>(<u>権利者等</u>に対する説明)</p> <p>第133条 <u>権利者等</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></li> <li>二 <u>権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</u></li> </ol> <p>2 <u>権利者等</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償説明</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第134条 受注者は、<u>権利者等と面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び<u>権利者等の主張</u>又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第135条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者等</u>ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、<u>当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</li> <li>3 受注者は、<u>権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</u></li> </ol> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p>第154条 費用負担の説明とは、<u>公共事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無、</u>費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第155条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、<u>当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を受け、<u>概況を把握するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うこと</u>についての協力を依頼するものとする。</li> </ol> <p>[注] 前2節と併せて発注する場合は、「第154条 削除」とする。</p>	<p>(説明資料の作成等)</p> <p>第132条 <u>権利者</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これら業務</u>が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該区域全体及び<u>権利者</u>ごとの処理方針の検討</li> <li>二 <u>権利者</u>ごとの<u>補償内容等</u>の整理</li> <li>三 <u>権利者</u>に対する説明用資料の作成</li> </ol> <p>(<u>権利者</u>に対する説明)</p> <p>第133条 <u>権利者</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること</u></li> <li>二 <u>権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</u></li> </ol> <p>2 <u>権利者</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償内容等</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第134条 受注者は、<u>権利者と面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び<u>権利者の主張</u>又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第135条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者</u>ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、<u>当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</li> <li>3 受注者は、<u>権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</u></li> </ol> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p>第154条 費用負担の説明とは、<u>直轄事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第155条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から<u>当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し、</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</li> </ol> <p>[注] 前2節と併せて発注する場合は、「第154条 削除」とする。</p>

新	旧
<p>(説明資料の作成等)</p> <p>第156条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、<u>現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討</li><li>二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認</li><li>三 権利者に対する説明用資料の作成</li></ol> <p>[注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第157条 権利者に対する説明は、<u>監督職員の指示により</u>、次の各号に<u>掲げる業務を行うもの</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></li><li>二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を<u>得ておくこと。</u></li></ol> <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第158条 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(説明資料の作成等)</p> <p>第156条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、<u>現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うもの</u>とし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討</li><li>二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認</li><li>三 権利者に対する説明用資料の作成</li></ol> <p>[注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第157条 権利者に対する説明は、次の各号に<u>より行うもの</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u></li><li>二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を<u>得ておくこと</u></li></ol> <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第158条 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>(省略)</p>

新

様式第13号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

旧

様式第13号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。